第5回 戦没者遺骨鑑定センター運営会議

議事次第

日時:令和4年6月15日(水)14:00~16:00

開催方法: Web 開催

1 開会

2 議題

- ・戦没者遺骨鑑定の取組状況について
- ・遺骨収集事業の取組状況等について

3 閉会

【配付資料】

資料 1:戦没者遺骨鑑定の取組状況について

資料 2:遺骨収集事業の取組状況等について

参考資料1:戦没者遺骨鑑定センター運営会議等の開催について

参考資料2:令和4年度援護関係予算の主要事項

資料1

戦没者遺骨鑑定の取組状況について

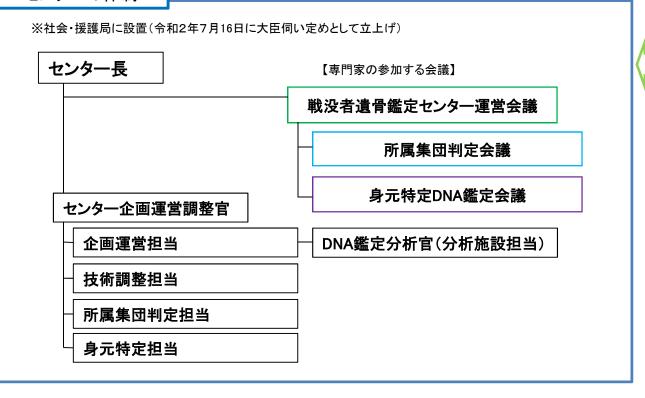
戦没者遺骨鑑定センター(概要)

業務内容

- 〇 遺骨の科学的な鑑定
 - ·日本人か否かの所属集団判定(形質鑑定、DNA鑑定)
 - ・遺族との身元特定
- 遺骨収容に関する技術的事項

- 〇 戦没者遺骨の鑑定に関する研究
 - ・最新の技術、研究の実務への応用を目指す
- 〇 諸外国の鑑定機関との共同鑑定

センターの体制



戦没者の遺骨収集に 関する有識者会議

戦没者遺骨鑑定センターの運営を含む遺骨収集事業全般について、定期 的に報告し、外部有識者の意見をい ただく

遺骨鑑定の状況及び今後の進め方等について(案)

1. 身元特定DNA鑑定会議(戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施状況について)

- 収容した戦没者遺骨については身元が判明した場合には遺族に返還しているが、平成15年度から遺族が希望する場合は身元特定のためのDNA鑑定を実施し、令和4年3月末までに、1,210 件の身元が判明した。
- これまでは遺留品や埋葬記録等から遺族を推定できる場合などに限ってDNA鑑定を行っていたが、遺族の高齢化を踏まえ、平成29年度から沖縄県で、令和2年度から硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された戦没者遺骨について、広報を通じて戦没者の遺族からの申請を募り、遺留品等の手掛かり情報がない遺骨についてDNA鑑定を試行的に実施。
- 令和2年8月及び9月にキリバス共和国の戦没者遺骨2柱、12月に硫黄島の戦没者遺骨2柱について、それ ぞれ遺族との間で身元が特定されたことを踏まえ、令和3年10月から、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者 遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を実施する対象地域を厚生労働省が遺骨の検体を保管している全地域に拡大 し、公募により実施している。令和4年3月末までに、947件の申請を受け付け、うち49件審議を実施した。
- 〇 令和3年度は身元特定DNA鑑定会議を5回開催し、503件の鑑定結果を得られ、10件について身元が判明した。令和4年度は第1回目の会議を6月22日に開催予定。

2. 所属集団判定会議(遺骨判定の状況について)

- 所属集団の推定については、検体ごとにSTR型を基本としたDNA分析結果を踏まえた判断を行い、当該検体が埋葬されていた場所の状況(埋葬地名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない等)の判断を加味して、「日本人の遺骨である」「日本人の遺骨である可能性が低い」「次世代シークエンサによるSNP分析でさらに所属集団の推定を行う」のいずれかの判定を実施。令和4年3月末までに、5,370件の判定を行った。
- その結果の内訳は「日本人の遺骨である」が4,034件、「日本人の遺骨である可能性が低い」が96件(※)、「次世代シークエンサによるSNP分析でさらに所属集団の推定を行う」が1,240件となっている。
 - ※ 「日本人の遺骨である可能性が低い」96件については返還に向け相手国と協議。
- 令和3年度は5回開催。令和4年度は第1回目の会議を6月30日に開催予定。

3. 令和3年度委託事業(次世代シークエンサを使用したSNP分析)の結果について

- 令和3年度委託事業では、211検体について次世代シークエンサを使用したSNP分析を実施した結果、全てではないが、一定の判定結果が得られることが認められた。
- <u>令和4年度以降、所属集団判定会議において「判定不可」とされたものについて、SNP分析を継続して実施</u> (令和4年度委託事業:約400件分析予定)。
- 一方、SNP分析を実施した事案については、現在の遺骨収容・鑑定プロセス上、STR型を基本とした分析等とあわせて、所属集団判定会議における総合的な判断を経て、その所属集団の推定を行うこととされている。 SNP分析結果を活用した所属集団判定の結果については、今後の戦没者遺骨鑑定センター運営会議において報告する。

4. 戦没者遺骨の鑑定体制の強化について

- 令和3年9月に「鑑定調整室」を廃止し、遺骨の鑑定業務を所掌する「戦没者遺骨鑑定推進室」と、遺骨及び 遺骨に付随する遺留品の管理・調査等に関する業務を所掌する「戦没者遺骨調査室」による2室体制とした。
- 収集した遺骨のSTR型を基本とした分析体制を強化するため、現在DNA鑑定を委託している12の鑑定機関(大学)の他に、厚生労働省自らがDNA鑑定(遺骨からのDNA抽出、STR型の判定、遺族とのマッチング)を行う分析施設を都内に設置(※)し、令和4年度中に稼働する予定である。
 - (※) 都内の民間施設の1室を借り上げて設置
- 現在、DNAシークエンサをはじめDNA鑑定に必要な機器の設置や動作確認・精度検証や、戦没者遺骨鑑定の専門家の採用等、分析施設の稼働に必要な手続きを進めている。

5. 戦没者遺骨鑑定における同位体分析の応用に係る研究事業(令和4年度委託事業)について

- 戦没者遺骨収集事業において収集した遺骨の所属集団判定に必要に応じ同位体分析を応用するに当たっての 課題等を議論・検討するため、令和3年度に、援護担当の大臣官房審議官の下に同位体分析等の専門家による 「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」を開催し、令和3年12月に報告書を取りまとめた。
- 令和4年度は、戦没者遺骨鑑定における同位体分析の応用を検討する研究事業を実施し、検討会で整理した 課題解決の前提となるデータ収集や精査、検証等を実施する。(東京大学総合研究博物館に委託予定)

DNA鑑定の実施状況 (令和4年3月末現在)

		(令和3年3月末時点件数)	(令和4年3月末時点件数)
身元の破	身元が判明した遺骨	1,200	1,210
の確認状況	身元が否定された遺骨	2,428	2,921
所属	日本人の遺骨	829	4,034
属集団			
団の確認	日本人である可能性が低い遺骨 (※1)遺骨収集有識者会議専門技術チーム報告書において指摘されたもの(460件)を含む	500 うち所属集団判定会議 における判定:40	556 うち所属集団判定会議 にける判定:96
· 認 · 状 · 况	次世代シークエンサにて更なる分析 を行う遺骨 (※2)遺骨収集有識者会議専門技術チーム報告書において指摘されたもの(241件)を含む	371 うち所属集団判定会議 における判定:130	1,481 うち所属集団判定会議 における判定:1,240

※1「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例。 ※2「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア 2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体。そのほか、「「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された 事例について」(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議について

身元特定DNA鑑定会議について

戦没者の遺骨を関係遺族にお返しするため、平成15年度から、記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

現在、DNA鑑定の専門家で構成される本会議において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を行っている。

【会議概要】議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

、※血縁関係の確認ができたものについて、特に記載のないものは、 手掛かり情報がある件数

- 1 第1回会議(令和2年7月29日開催)
- 63件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件(うち手掛かり情報なし1件)。血縁関係の確認ができなかったものが49件。11件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。
- 2 第2回会議(令和2年9月29日開催)
- 54件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件。血縁関係の確認ができなかったものが49件。2件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。他に第1回会議で保留扱いとした手掛かり情報なし1件について血縁関係の確認ができたことの報告を行った。
- 3 第3回会議(令和2年12月22日開催)
- 81件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが9件(うち手掛かり情報なし2件)。血縁関係の確認ができなかったものが65件。7件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。
- 4 第4回会議(令和3年2月17日開催)
- 28件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが18件。6件については、 より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。
- 5 第5回会議(令和3年3月23日開催)
- 60件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが6件。血縁関係の確認ができなかったものが5件。49件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。
- 6 第6回会議(令和3年6月22日開催)
- 53件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが1件。血縁関係の確認ができなかったものが51件。1件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。
- 7 第7回会議(令和3年9月22日開催)
- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが103件。3件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。
- 8 第8回会議(令和3年12月15日開催)
- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが5件(注1)。血縁関係の確認ができなかったものが105件。 (注1)前回の第7回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。
- 9 第9回会議(令和4年2月9日開催)
- 114件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件(注2)。血縁関係が確認できなかったものが112件。 (注2)第10回会議で血縁関係が確認できた2件のうち1件については結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。
- 10 第10回会議(令和4年3月23日開催)
- 124件について鑑定を行った。血縁関係が確認できなかったものが122件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、 必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定結果の状況

令和4年3月末現在(単位:件)

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				
年 度	判 明	否 定	計	
平成15年度	8	0	8	
平成16年度	47	24	71	
平成17年度	157	36	193	
平成18年度	168	245	413	
平成19年度	149	187	336	
平成20年度	145	71	216	
平成21年度	86	76	162	
平成22年度	46	60	106	
平成23年度	30	15	45	
平成24年度	32	65	97	
平成25年度	68	126	194	
平成26年度	65	125	190	
平成27年度	43	93	136	
平成28年度	40	394	434	
平成29年度	16	50	66	
平成30年度	49	444	493	
令和元年度	25	231	256	
令和2年度	26	186	212	
令和3年度	10	493	503	
計	※ 1,210	2,921	4,131	

※身元判明数の地域別内訳:旧ソ連地域:1,182 南方等:28

身元特定のDNA鑑定のためのSTR型分析件数 (令和4年3月末現在)

年度	遺骨件数	遺族件数	(参考)鑑定機関数
平成29年度	202	191	11
平成30年度	330		11
令和元年度	768	502	12
令和2年度	955	553	12
令和3年度	684	754	12

[※]再分析した件数を含む

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のための DNA鑑定の実施について

【令和2年度までの経緯】

- 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、これまで遺留品等からご遺族が推定できる場合に、ご 遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合、ご遺骨を返還している。
- 戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、平成29年度より、沖縄県で収容された遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨について、試行的にDNA鑑定を公募により実施。さらに、令和2年4月から、試行的取組の対象を拡大し、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の戦没者遺骨についても、DNA鑑定を公募により実施。
- その結果、今和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨2柱について、ご遺族との間で身元が特定。 また、今和2年12月には、硫黄島の戦没者遺骨2柱について、ご遺族との間で身元が特定された。
- 試行的取組の結果を踏まえ、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地 域を沖縄、硫黄島及びタラワ環礁に加えて、厚生労働省が検体を保管している全地域にも拡大して公募により実 施することとし、令和3年10月を目途に受付を開始する旨を令和3年2月5日に公表。

【令和3年度の取組状況】

- 〇 令和3年7月にDNA鑑定の対象地域を公表。同年8月27日に厚生労働省HPに申請方法の詳細を公表。
- 令和3年10月1日から申請受付を開始(⇒令和4年3月末までの申請件数:947件)
- 本取組をご遺族に広くお知らせするため、以下のとおり、広報活動を実施。
 - ・ 政府広報や全国紙・ブロック紙を含む地方紙各紙への新聞広告
 - (※令和3年6月:全国紙・ブロック紙、7月:沖縄県主要地方紙、9月:全国紙、ブロック紙及び沖縄県主要地方紙、11月:地方紙60紙)
 - 政府広報によるインターネットテキスト広告(令和3年8月9日~8月15日)
 - 日本遺族会や地方自治体の広報誌への掲載
 - ・ 地方自治体や介護施設におけるポスターの掲示やリーフレットの設置
 - 沖縄でDNA鑑定相談会を実施(令和3年10月26日、27日)
 - ・ 令和4年2月に一部の郵便局においてポスターを掲示
 - ・ 令和4年3月に厚生労働省twitterにおいて情報を発信

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のための DNA鑑定に関する広報について

【令和4年度の取組】

- 令和3年度と同様に、様々な手段を通じて、 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の 申請をご案内
 - ・ 政府広報や全国紙・ブロック紙を含む地方紙各紙へ の新聞広告
 - 日本遺族会や日本戦没者遺骨収集推進協会等の 関係団体や地方自治体の広報誌への掲載依頼
 - 地方自治体や介護施設におけるポスターの掲示や リーフレットの設置

○ 更なる広報の取組として、

- ・ 厚生労働省twitterにおいて、リーフレットの 掲載情報を毎月発信
- 援護年金受給者や恩給受給者の方に送付される受給額のお知らせにリーフレットを同封し、 関係する御遺族の方へ直接案内をご連絡する

援護年金受給者の方: 令和4年6月上旬から配送 恩給受給者の方: 令和4年6月下旬から配送

広報紙掲載等のご協力いただける関係団体 を増やすなどの取組を実施



戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内



DNA鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省間い合わせ先 03-3595-2219 (発付時間(平日のみ) 9:30-18:00





戦没者遺骨の所属集団判定会議について

所属集団判定会議について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、 適切な対応がなされていなかったことから、事業の見直しを行い、令和2年5月に見直し方針を公表し、日本人の遺骨であるかの判定を、専門家に よる「所属集団判定会議」で行うこととした。

【会議概要】※議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

- 1 第1回会議(令和2年7月31日開催)
- 所属集団判定会議について 当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされた。
- 日本人遺骨の判定について

国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準(判定基準)を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行った。今後さらに具体的な判定基準を議論していくことされた。判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討した。 14検体のうち、2 検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされた。

- 2 <u>第2回会議(令和2年10月2日開催)</u>
- 日本人遺骨の判定について

STR型を基本とした分析(Y-STR、ミトコンドリアDNA)結果を基に国際的に利用されているWeb上のデータベース(YHRD、EMPOP)を利用して導き出したY染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループと埋葬地・収容地の性格区分により日本人の遺骨の蓋然性を判定する基準について検討した。

- カザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の判定について 令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体について判定を行った。
- 3 第3回会議(令和2年12月3日開催)
- ロシア、沖縄、マーシャル諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、キリバス、ウェーク島、ミャンマー、東部ニューギニア、フィリピンの遺骨の検体について判定が 行われた。
- 4 第4回会議(令和3年3月10日開催)
- 硫黄島、樺太、東部ニューギニア等(オーストラリア・クイーンズランド博物館)、ロシアの遺骨の検体について判定が行われた。
- 5 第5回会議(令和3年6月10日開催)
- ロシア、カザフスタン、パプアニューギニア、パラオ、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。
- 6 第6回会議(令和3年9月13日開催)
- ロシア、ベトナム、インド、タイ、カザフスタン、ソロモン諸島、硫黄島の遺骨の検体について判定が行われた。
- 7 第7回会議(令和3年12月20日開催)
- ロシア、占守島、樺太、ノモンハン、米国(ウェーク島)、ミクロネシア(ウォーレアイ環礁)の遺骨の検体について判定が行われた。
- 8 第8回会議(令和4年1月11日開催)
- インドネシア、ロシア、フィリピン、マーシャル諸島、ミャンマー、パラオの遺骨の検体について判定が行われた。
- 9 第9回会議(令和4年3月28日開催)
- ロシア、硫黄島、沖縄、キリバス、トラック諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

所属集団判定会議における戦没者遺骨の所属集団判定状況

令和4年3月末現在(単位:件)

年 度	判定 会議	日本人遺骨	日本人遺骨の可 能性が低い	次世代シークエンサに て更なる分析を行う	計
	第1回				
令和2年度	第2回	12	2	0	999
カ州と牛及	第3回	130	0	44	999
	第4回	687	38	86	
	第5回	606	0	444	
	第6回	1,022	0	165	
令和3年度	第7回	608	29	154	4,371
	第8回	550	26	129	
	第9回	419	1	218	
計		4,034	96	1,240	5,370

[※] このほか、遺骨収集有識者会議「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」によるロシア7事例の判定により日本人遺骨の可能性が低いと判定された遺骨が460件ある。

また、同チーム報告書(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体、及び、「「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の遺骨計241件については、次世代シークエンサを用いたSNP分析を導入・実施し、所属集団の推定を行うこととしていた。

令和3年度委託事業(次世代シークエンサを使用したSNP分析)の結果について

1. 分析対象について

- 令和3年度委託事業では、以下の211検体について、次世代シークエンサを使用したSNP分析を実施。
 - ① 令和2年度及び3年度所属集団判定会議において「判定不可」とされた中から選定した118検体
 - ② これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地の241検体のうち、令和2年度委託事業によるSNP分析で結果が得られた156検体を除く85検体(※)
 - ※令和2年度委託事業によるSNP分析の結果から再鑑定とした<u>58検体(旧ソ連地域)</u>と令和3年度実施予定としていた 27検体(旧ソ連地域13検体とフィリピン・ミャンマー・ツバル14検体)。
 - ※当該58検体について、令和2年度分析においては過去に抽出済のDNA溶液を主に分析したが、改めて検体からDNA 抽出した上で再鑑定することとした。
 - ③ 平成30年10月フィリピンにおける遺骨収集調査派遣により、所属集団判定用として持ち帰った 8 検体
- なお、令和3年度委託事業では、歯・骨からDNAを抽出した上で分析を実施(事業実施は独立行政法人 国立科学博物館に委託)

2. 分析結果について

(1) 上記 1. ①の118検体の分析結果

(※本検体は、「所属集団判定会議」において、「判定不可」とされた検体)

(単位:件数)

所属集団判定会議の審議において 「判定不可」とされた検体			
北方地域 (旧ソ連地域)	13		
南方地域 (東部ニューギニア、 パラオ(ペリリュー島) など)	105		
合計	118		

SNP分析により判定結果を得られたもの					wi
小計	日本人	日本人の 可能性が高い	日本人でない 可能性が高い	日本人でない	判定不可
13 (100%)	1	-	-	12	0 (0%)
72 (68.6%)	59	13	-	-	33 (31.4%)
85 (72%)	60	13	-	12	33 (28%)

(※表中「日本人」「日本人の可能性が高い」「日本人でない可能性が高い」「日本人でない」の記載は、 令和3年度委託事業報告から引用したもの。以下同じ。

○ 所属集団判定会議で「判定不可」となった検体について、次世代シークエンサを使用したSNP分析の 結果、一定の割合で判定結果が出ている(118検体のうち85検体。72%)。

特に北方地域の検体では、SNP分析で100%の判定結果が得られている。

- 一方で、南方地域については、<u>北方地域の検体と比べてDNAの状態が悪く、判定不可が目立つ結果と</u> <u>なった(105検体のうち33検体。31.4%)。</u>
- 今後、当該118検体について、所属集団判定会議における専門家による総合的な判断を経て、所属集団 の推定を行う。

(2) 上記 1. ②の85検体の分析結果

「※本検体は、これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、日本人でない遺骨が収容された ` 可能性が指摘された埋葬地等の検体であり、所属集団判定会議において未審議の検体

(単位:件数)

分析対象検体				
北方地域 (旧ソ連地域)	71			
南方地域 (フィリピン・ ミャンマー・ツバル)	14			
合計	85			

SNP分析により判定結果を得られたもの					(+ \(\frac{1}{2}\). \(\frac{1}\). \(\frac{1}{2}\). \(\frac{1}{2}\). \(\frac{1}{2
小計	日本人	日本人の 可能性が高い	日本人でない 可能性が高い	日本人でない	判定不可
68 (95.8%)	26	3	3	36	3 (4.2%)
12 (85.7%)	-	-	-	12	2 (14.3%)
80 (94.1%)	26	3	3	48	5 (5.9%)

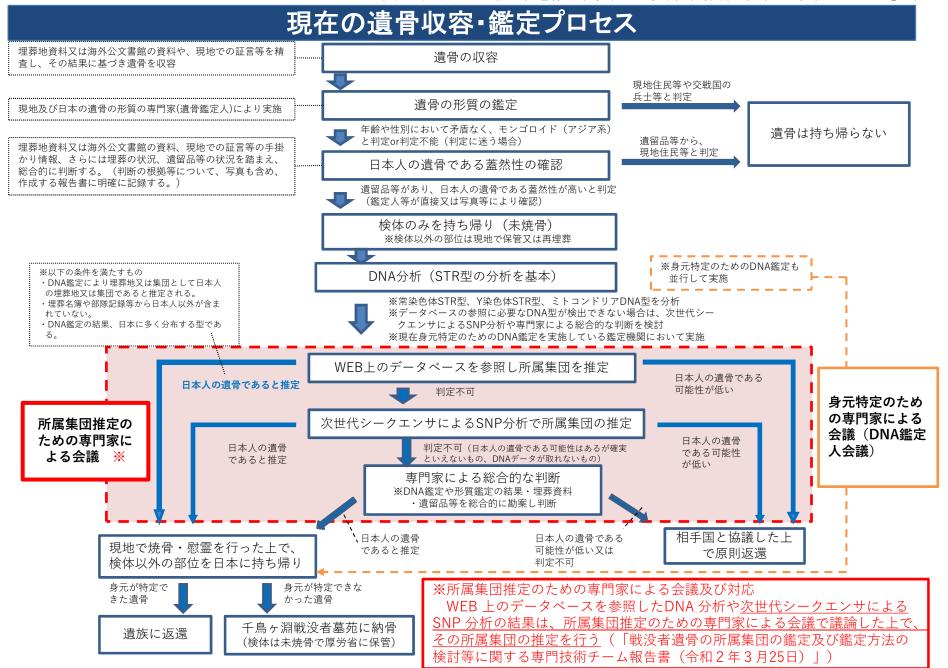
(3)上記1. ③の8検体の分析結果(※本検体は、所属集団判定会議において未審議の検体)

(単位:件数)

分析対象を (フィリピ	
合計	8

SNP分析により判定結果を得られたもの					4nl
小計	日本人	日本人の 可能性が高い	日本人でない 可能性が高い	日本人でない	判定不可
3 (37.5%)	2	-	-	1	5 (62.5%)

- 次世代シークエンサを使用したSNP分析の結果、一定の割合で判定結果が出ている。一方、検体の状態 などにより、判定の可否が左右される結果となった。
- 今後、当該85検体及び8検体について、所属集団判定会議における専門家による総合的な判断を経て、 所属集団の推定を行う。



戦没者遺骨鑑定における同位体分析の活用に関する研究について

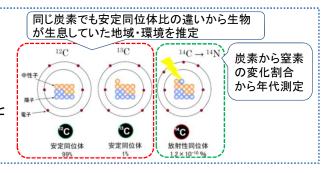
- 1.「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」において指摘された課題(※1)
 - (※1)令和3年4月、援護担当大臣官房審議官の下に同位体分析等の専門家を構成員とする検討会を設置(座長は東京大学の米田穣教授) 検討会において、同位体分析を戦没者遺骨鑑定に活用する上で検討すべき課題を整理し、同年12月に報告書を取りまとめ
 - (1)同位体分析に用いる検体処理の標準分析法(プロトコル)の確立
 - (2)年代測定(沖縄県の古墓由来遺骨(※2)の判定に試験的に実施)における判定基準の精度検証 (※2)沖縄に古来よりある自然壕等を利用した墓の遺骨
 - (3)所属集団判定における判定基準の検討



(参考)同位体分析について

同じ種類の原子でも重さの違う同位体(例えば炭素は3つの同位体)がある。同位体を活用した分析としては、

- ①放射線を出しながら別な原子に変化する割合を基に、 生物の生存していた年代を推定する「放射性同位体分析」と
- ②環境中の同位体比の違いを基に、生物の生存していた 地域・環境を推定する「安定同位体分析」がある。



2. 令和4年度研究事業の主な内容(東京大学総合研究博物館に委託予定)

- (1)同位体分析の標準分析法(プロトコル)を作成
 - 骨や歯から検体を採取する前処理から試料分析に至るまでの標準分析法を作成する。
- (2)年代測定における現在の暫定基準値の精度検証と、基準値の確立
 - 沖縄の古墓由来遺骨の判定のために試験的に実施している放射性炭素同位体分析を用いた 年代測定について、その暫定基準値を検証し、年代測定の基準値を確定する。
- (3)所属集団判定における判定基準の検討に必要な安定同位体分析のデータ収集と検証
 - 日本人に関する安定同位体比のデータを収集・精査して、日本人の安定同位体比の分布域と 基準値を作成する。(→次年度以降、戦没者遺骨の所属集団判定への活用について検討)
 - 文献調査等により、遺骨に関する安定同位体分析の応用事例を収集する。

(参考資料)

DNA鑑定の実施状況 (令和4年3月末現在)

(括弧内は令和3年3月末時点の件数)

			身元が判明した遺骨 1,210 (1,200)	
			日本人の遺骨 4,034 (829)	
		日本人の	日本人である可能性が低い遺骨 556 (500) ・遺骨収集有識者会議専門技術チーム報告書において指摘されたもの※2 460件(460) ・所属集団判定会議における判定 96件 (40)	
検体数	DNA抽出済み 12,090	過骨であ	次世代シークエンサにて更なる分析を行う遺骨 1,481 (371) ・遺骨収集有識者会議専門技術チーム報告書において指摘されたもの※3 241件 (241) ・所属集団判定会議において更なる分析が必要とされたもの 1,240件 (130)	
13,178 **1 (12,380)	(11,406)	人の遺骨であることの確認状況	今後、所属集団の判定を行う予定 4,809 (8,506)	
	DNA未抽出(今後実施予定のもの) 1,088※4(974)			

- ※1 平成11年度以降、身元特定のために持ち帰った検体の総数。
- ※2「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例。
- ※3 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体。そのほか、「「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例。
- ※4 DNA抽出中のものを含む。

地域別保管検体数 (令和4年3月末現在)

収集地域	検体数
旧ソ連	7,078
モンゴル	632
樺太	80
ノモンハン	112
硫黄島	658
沖縄	918
フィリピン	40
インドネシア	36
タイ	2
インド	4
ミャンマー	102

[※]一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる 可能性がある。

収集地域	検体数		
東部ニューギニア	280		
ビスマーク・ソロモン諸島	823		
マリアナ諸島	812		
パラオ諸島	101		
マーシャル諸島	73		
ギルバート諸島(タラワ)	171		
ウエーク島	6		
トラック諸島	20		
メレヨン島(ウォーレアイ)	6		
ツバル	1		
不明	13		

合 計	11,968
-----	--------

[※]身元が特定されたものを除く。

[※]米国大使館等から受領し収集地域が不明のものは、 収集地域欄に「不明」と表記。

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定(試行的取組の結果)

〇遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、<u>試行的取組として、平成29年度より沖縄県、令和2年度からは硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された戦没者遺骨について公募により実施。</u>

【キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁のご遺骨について】

- ・ キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁にて収容された米国DPAA(※)管理下のアジア系遺骨については、令和元年に米国DPAAより、DNA鑑定等のための検体の提供を受け、専門機関において、身元特定のためのDNA分析等を実施。※米国DPAA・・・・米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(Defense POW/MIA accounting Agency)
- ・ ご遺族から提供された検体と米国DPAAから提供された検体の照合を行ったところ、令和2年8月及び9月に<u>2柱について日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。</u>
- ・ 当該2柱のご遺骨については、ハワイのDPAA研究所に保管されていたところ、新型コロナウイルス感染症による ハワイへの渡航制限が緩和されたことから、令和2年11月27日に日本へ持ち帰り、令和3年2月にご遺族にお渡しした。

【硫黄島のご遺骨について】

- ・ ご遺族から提供された検体と硫黄島で収容された戦没者遺骨の検体の照合を行ったところ、令和2年12月に<u>2柱に</u>ついて日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。
- 令和3年2月に1柱、3月に1柱をご遺族にお渡しした。



報道関係者 各位

Press Release

令和3年8月27日(金) 【照会先】

社会・援護局事業課鑑定調整室 事業専門官 徳永 みどり (内線 3482) 調査係長 中村 昭彦 (内線 4511)

(代表番号)03-5253-1111 (直通番号)03-3595-2228

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA 鑑定にかかる対象地域拡大と申請手続について

厚生労働省では、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のための DNA鑑定を、対象地域を拡大して公募により実施することとし、令和3年10月1 日から、ご遺族と思われる方からの申請受付を開始することとしましたので、申請 書様式や申請書の提出方法等の詳細についてお知らせします。

(以前より実施している、沖縄、硫黄鳥及びタラワ環礁の身元特定のためのDNA 鑑定も引き続き申請を受け付けています。)

具体的には、別添の戦没者遺骨を収容できた地域(検体が採取できたご遺骨があ る地域)を対象に申請を受け付け、申請された死亡場所等の情報に基づき、厚生労 働省保管資料等との照合調査を行い、DNA鑑定を実施します。

[申請書の提出方法]

DNA鑑定を希望するご遺族は、「DNA鑑定申請書」に必要事項を記入の上、 下記の宛先まで提出いただきます。

なお、申請書等の様式は下記の連絡先に請求いただくか、又は厚生労働省のホ ームページ(本日掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137645_00006.html) からもダウンロードいただけます。

[連絡先及び申請書の提出先]

(電話番号) 03-3595-2219 (メール宛先) dnakantei@mhlw.go.ip

(FAX宛先) 03-3595-2229

(郵送 宛先) 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省 社会·援護局 事業課 鑑定調整室

戦没者のご遺族の皆さま

戦没者遺骨をご遺族のもとへ

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の 身元特定のためのDNA鑑定の対象地域を拡大します

(沖縄、硫黄島、キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁以外の地域でも実施)

~令和3年10月1日から申請受付開始~

DNA鑑定の目的

厚生労働省はDNA鑑定により戦没者遺骨の身元 を特定してご遺族のもとへご遺骨を返還する事業 を行っています。

DNA鑑定は戦没者遺骨の検体を採取した下記の 地域で実施します。

· 91





- 硫黄島 ・インド
- ・インドネシア
- 沖縄
- ・樺太 旧ソ連等
- · 中部太平洋地域 ウエーク島、ギルバート諸島、・フィリピン
- ツバル、トラック諸島、 パラオ諸島、マーシャル諸島、
- マリアナ諸島、メレヨン島 旧ソ連、モンゴル ・東部ニューギニア
- ・ノモンハン
- ・ビスマーク・ソロモン諸島
- ・ミャンマー
- ※令和3年8月時点の状況。他の地域も 戦没者遺骨の検体が採取され次筆鑑定 を実施します。



検体採取キット(ご遺族用)

申請者

上記の地域の戦没者の配偶者、子、父母、孫、 兄弟姉妹、または甥(おい)、姪(めい)等 ご遺族が複数おられる場合は、遺族間の総意をでき るだけとりまとめ、代表者が申請書を提出してくだ さい。申請でお悩みの場合はまずはご相談ください。

申請方法

「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載のうえ、 下記の申請書提出先にメール、FAX、または郵送 にて提出してください。

※「DNA鑑定申請書」は厚生労働省の下記連絡先に請求 いただくか厚生労働省ホームページからもダウン ロードいただけます。

申請書提出先

- ①メール宛先 dnakantei@mhlw.go.jp ②FAX宛先 03-3595-2229
- ③郵送宛先 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省 社会·援護局事業課 DNA鑑定担当

DNA鑑定の流れ

①DNA鑑定実施可能と判断されたご遺族へ、DNA 鑑定実施の同意書と検体採取キットをお送りし

(50音順)

- ②検体提供者ご自身が検体を採取(専用の綿棒で 口の頬の内側の粘膜を採取する簡単なもの)し、 検体と同意書を厚生労働省に郵送いただきます。
- ③提供いただいた検体を、厚生労働省から鑑定機 関にお渡しし、ご遺骨とのDNA鑑定を行います。

DNA鑑定にかかる費用負担

DNA鑑定料は全額国が負担します。

- ※費用負担について厚生労働省からご遺族にご連絡す ることはありません。
- ※申請書の提出、検体採取キット及び同意書の返送の 際の郵送料は自己負担になります。

戦没地が不明などお迷いの方もまずはご相談ください

お問い合わせ・ご相談先電話番号

受付時間(平日のみ) 03-3595-2219 9:30~18:00

詳細はホームページ 学報 をご確認ください 高さる

戦没者遺骨DNA鑑定 検索





「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」報告書概要(令和3年12月)

1. 経緯

- 〇 同位体分析(※1)については、令和2年5月に厚生労働省がとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の 抜本的な見直しについて」において、
 - 放射性炭素同位体分析による年代測定を必要に応じ実施し活用する
 - ・ 遺骨の所属集団の判定(日本人の遺骨であるかの判定)に応用できる可能性があることから安定同位体分析の研究を行っていくとされたところ。
- 〇 令和3年4月以降4回にわたり、援護担当の大臣官房審議官の下、同位体分析等の専門家を構成員とした 「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」を開催(※2)。
 - ※1 同位体分析について
 - ・ 同位体: 同じ元素でも中性子の数が異なり質量数(重さ)が違う原子。例えば、炭素(C)には、自然界では中性子の数が異なる¹²C、¹³C、¹⁴Cの3つの同位体が存在する。同位体には、同じ原子のまま安定している「安定同位体」(例: ¹²C、¹³Cは炭素のまま存在)と、原子核が不安定で放射線を出しながら壊れて、徐々に他の原子になる「放射性同位体」(例: ¹⁴Cは壊れて窒素(N)になる)とがある。
 - ・ 放射性炭素同位体分析: 「放射性同位体」である炭素(14C)を用いて、生物の生存していた年代を測定する分析法。14Cは自然界ではほぼ一定の割合で存在している。生物の生命活動停止後は、その生物の遺骸において炭素14Cは時間とともに壊変し、一定の期間(半減期)をかけて窒素(N)へ変化していく。この14Cの減少の割合を利用し、生物の生存していた年代を推定する。
 - ・ 安定同位体分析: 「安定同位体」である原子の割合により、生物の生存していた地域や環境を推定する分析法。酸素(O)の場合、質量数が異なる16Oと18Oという安定同位体が存在。酸素の同位体比(18O/16O)は、各地域における大気や水などの環境により変化し、そこに生きる生物の体内に反映される。 育った地域によって生物中の酸素の同位体比が異なることを利用し、その生物の生息する環境を推定する。
 - ※2 同位体分析を戦没者潰骨の鑑定に応用するにあたっての重要な課題である以下の点等について議論を行った。
 - ・ 検体処理に関するプロトコル(作業手順)の妥当性について ・ 同位体分析の有用性と、具体的な判定基準の作成について

2. 現状及び今後の方針

- 〇 現在、沖縄の古墓(沖縄に古来よりある自然壕等を利用した墓)由来の遺骨と戦没者遺骨を区別することを目的 として試験的に放射性炭素同位体分析による年代測定を行っている。 より精度を高めるために、引き続き研究を行う。
- 安定同位体分析は、理論的には、戦没者遺骨の鑑定(日本人の遺骨であるかの所属集団判定)にも有用であるが、遺骨収集事業の対象地域での応用可能性については、データ不足などにより、まだ検証されていない。 今後、検証が行われた後、DNA分析と組み合わせて安定同位体分析を戦没者遺骨の鑑定プロセスに応用することも必要となる場合があると考えられるため、引き続き研究を行う。

参考1「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」構成員

※ 50音順、敬称略、Oは座長

石田	^{はじめ} 肇	琉球大学大学院医学研究科人体解剖学講座教授
覚張	產史	金沢大学国際文化資源学研究センター助教
*************************************	英利	社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室事業専門官 (併)防衛医科大学校防衛医学研究センター付(兼)琉球大学非常勤講師
陀安	いちろう 一郎	総合地球環境学研究所研究基盤国際センター教授
米田	^{みのる} 穣 O	東京大学総合研究博物館放射性炭素年代測定室教授

参考2 今後の研究予定内容の詳細

- (1) 分析法に係る標準プロトコルの作成
- 分析法に係る標準プロトコル(標準分析法)(歯・骨)を作成する。
- (2) 放射性炭素年代測定における暫定基準値の検証及び基準値の作成
- 〇 沖縄の古墓由来の遺骨に関し、現在試験的に実施している取組について、現在の暫定基準値が妥当か、また、 この暫定基準値を定めるにあたって使用したデータ(試験条件、生データ、統計処理法など)が妥当か精査を行う。
- 〇 精査過程で判断した結果、データの品質が十分であれば、既存データから安全域を考慮した基準値を作成する (不十分であれば、新たに実測した結果から参照データを収集する)。
- 作成した基準値をもって古墓由来の可能性がある遺骨の判定に活用する。必要に応じ基準値を見直す。
- (3) 安定同位体分析の所属集団判定への応用についての検証
- 歯牙を収集するなどにより、炭素、窒素、酸素、硫黄、ストロンチウム等の同位体比データを収集する。 日本人についてのデータの精査及び収集を行い、同位体比の分布域図及び基準値を作成し、基準値の有効性を検 証する。

また、パイロットスタディとして海外の地域(例えば南方地域)においても取組を進める。

- 各国の遺骨に関する安定同位体分析の応用事例を収集する。
- 対象地域における食物や水由来試料から得られる安定同位体比分布予測モデルの作成を検討する。

戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

戦没者の遺骨収集事業

概要

昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人

収容遺骨概数 約128万柱

未収容遺骨概数 約112万柱

①海没遺骨 うち

約30万柱

②相手国事情により収容が困難な遺骨

約23万柱 約59万柱

上記①②以外の未収容遺骨(最大)

令和4年3月末日現在

これまでの遺骨収集事業の推移

その後

や戦友

による

独自活

動継続

第1次 昭和27年~32年

第2次 昭和42年~47年

第3次 昭和48年~50年

昭和51年 ~平成17年 平成18年~ 平成27年

昭和48年度から民間団体に対する補助事業を実施(昭和48年度~:2/3補助、平成13年度~:3/3補助)

平成28年~現在

(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

陸海軍部 隊の復員 時や引揚 時に送環 した遺骨

> 約93万 2千柱

旧主要戦域と なった各地を 船舶で巡航し て実施。

専ら戦没者の 象徴遺骨(遺 骨の一部)を 収容、昭和32 年度に政府事 業としては、概 了。

・ 旧戦域に数多くの 遺骨が放置されて いるとの遺族や戦 友の指摘、旧戦域 の開発等により、 も、遺族 遺骨が発見される 事例が多くなって いることを踏まえ、 改めて計画的な遺 骨収集を実施(6 年計画)。

> ・ 航空便の利用や 現地住民を雇用し て実施。

遺骨収容に国民の 関心が高まったこと (横井庄一氏救出)、 戦後30年が近かっ たことにより、遺骨 収集の充実強化を 図る(3年計画)。

相手国の事情等 で収容できなかっ たが、新たに収骨 が可能となった地 的に遺骨収集を 実施。

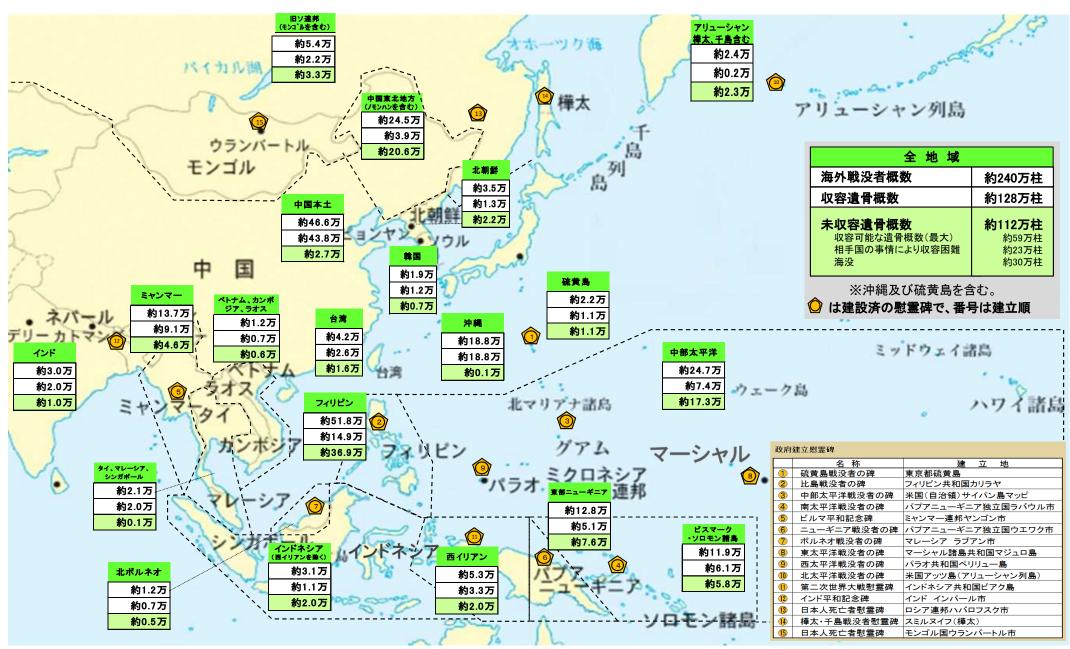
遺骨情報の減少 等により、収容が 困難になりつつ あったため、民間 域等について継続 団体等の協力を 得て海外未収容 遺骨の集中的な 情報収集を開始。

遺骨収集推進法により令和6年度までを集中 実施期間として取組を促進

○平成28年度以降、交戦国国立公文書館等に 所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成 した第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報 告書等から日本人戦没者の埋葬等に関する記 述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺 骨情報を収集。

• 収容遺骨数 約1万2千柱 •収容遺骨数 約11万5千柱 •収容遺骨数 約10万柱 • 収容遺骨数 約8万6千柱 • 収容遺骨数 約3万2千柱

地域別戦没者遺骨収容概見図(令和4年3月末時点)



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

1. 過去5年間の収容遺骨数(令和4年3月末時点)

【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地	域	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度
旧ソ連		209	112	61		
モンゴル						
旧ソ連等	小計(柱)	209	112	61	0	0

注)令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還しDNA鑑定を実施し、所属集団判定(日本人の遺骨であるか否かの判定)を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。

【南方等戦闘地域の遺骨】

地 域	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度
硫 黄 島	17	42	11	46 46	24 24
沖縄	7	18	56	57 57	49 49
中部太平洋	124	98	264	2	195
タイ・マレーシア・シンカ゛ホ° ール					
ミャンマー	12	30			
北ボルネオ					
インドネシア (西イリアンを除く)					
西イリアン					
フィリピン					
東部ニューギニア	91	42			

地域	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
ビスマーク・ソロモン諸島	457	494	5		
インド	3				
千島・樺太・アリューシャン	18	2	7		
中国東北地方 (ノモンハンを含む)					
台湾・北朝鮮・韓国					
へ゛トナム・カンホ゛シ゛ア・ラオス					
米国(戦争捕虜人墓地)					
地域不明	1				2
南方等 小計(柱)	730	726	343	103 105	268 73
合計(柱)	939	838	404	103 105	268 73

[・]本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。

[・]一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。

[※]地域不明の遺骨は、米国在外公館が保管していた戦没地域不明のもの。

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- ・ 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- ・ 令和3年度は、当該戦略に基づき定めた「令和3年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」の下で、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施した。
- ・ 引き続き、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、派遣が可能と判断された国から順次、事業を実施。

〇【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ・ 場所及び名簿の情報がある57埋葬地について、令和3年度までに全て現地調査を実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響により、調査が実施できなかった。
- ・ 令和4年度以降、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、派遣が可能と判断された地域から現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- 57埋葬地の名簿登載者数 4,760名

〇【南方等戦闘地域の遺骨】

- 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、海外 現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度 は調査が実施できなかった。令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施した。
- ・ 令和4年度以降、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、派遣が可能と判断された地域から現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。

令和3年度及び4年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

(コロナ禍における遺骨収集事業の対応)

各国の入国制限等の現状

- 令和4年5月末時点、遺骨収集の対象国については、外務省の感染症危険情報は全ての国に対しレベル2(不要不急の渡航は止めてください)又はレベル3(渡航中止勧告)が発出されている。
- 〇 遺骨収集の対象国については、入国制限が緩和されつつあるものの、一部で入国制限(入国拒否など)又は入国後の行動制限(渡航後の隔離など)がかかっている状況(レベル2の地域であっても、医療体制の問題から外国人の入国に厳しい国もある。)。

令和3年度の派遣実績

- 硫黄島遺骨収集等 → 派遣者を絞るなどして調査派遣等を22回、収集派遣を2回実施し、24柱の遺骨を収容。 収集派遣は壕内に入り、密な環境で作業を行うことから渡島前にPCR検査を実施して対応。
- 令和3年6月に鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖に沈む旧日本軍機に係る遺骨・遺留品の確認調査派遣を実施。
- 〇 令和3年11月から12月にかけて、米国内の在外公館が保管している日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した遺骨の2柱相当 の検体を送還。
- 令和4年1月及び2月にマリアナ諸島にて現地調査・遺骨収集派遣を実施し、195柱相当の検体を送還。
- 令和4年3月にパラオ諸島にて現地調査を実施。
- 今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書の送付や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンライン協議を実施。

令和4年度の取組

- 国内の硫黄島の派遣は、国内の感染状況等を踏まえ派遣予定。沖縄は「戦没者遺骨収集情報センター」において実施している。
- 海外派遣は、感染症危険情報や入国制限等の状況を見ながら検討。状況が改善され、派遣が可能と判断された国から順次、事業を 実施。
 - ※令和4年度は、インド、マリアナ諸島及びパラオ諸島に現地調査派遣を実施済。
- 〇 引き続き、今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書の送付や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンライン協議を実施。

硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数: 21,900人 収容遺骨概数: 10,540柱 未収容遺骨概数: 11,360柱

概況

- ・ 硫黄島については、日本の領土であるにもかかわらず、約1万1千柱の遺骨が未帰還である。
- 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還に関する関係省庁会議」設置。
- 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、 毎年度計画的に取り組んでいる。

実績

・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで143回遺骨収集を実施している。

<収容遺骨数の推移>

(単位:柱数)

		29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
Ī	収容遺骨数	17	42	11	46	24

<派遣回数の推移>

	29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
調査等	30	24	23	20	22
収集	2	3	4	3	2

令和3年度の取組状況

- ・ 令和2年度に引き続き以下の取組を実施。
 - ①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
 - ②平成23~30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査
 - ③滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下壕の探査
 - ④改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地(半面)における地下壕の調査
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、調査・収集に係る派遣者について、PCR検査を実施。

沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数: 188,136人 収容遺骨数: 187,537柱(うち、政府による遺骨収集数: 52,041柱) 未収容遺骨数:599柱

概況

- 沖縄においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
- 厚生労働省:宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
- ・ 沖 縄 県:県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
- ※ 沖縄においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収集する仕組みが構築されている。

実績

- 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収容が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- ・ 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生 省に移管され、これまでに52.041柱の遺骨を収容した。
- ・ 令和3年度末までに合わせて187,537柱の遺骨を収容した。 (参考)沖縄戦没者数 188,136人(沖縄県推計)
- 沖縄戦没者遺骨収集等委託費(※)令和3年度予算 約26百万円 ※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る 費用及び遺骨収集ボランティアの活動費等について沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

(単位:柱数)

29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
7	18	56	57	49



平成28年度浦添市前田の軍用 壕群での遺骨収集の様子 (土中の遺骨を確認中)

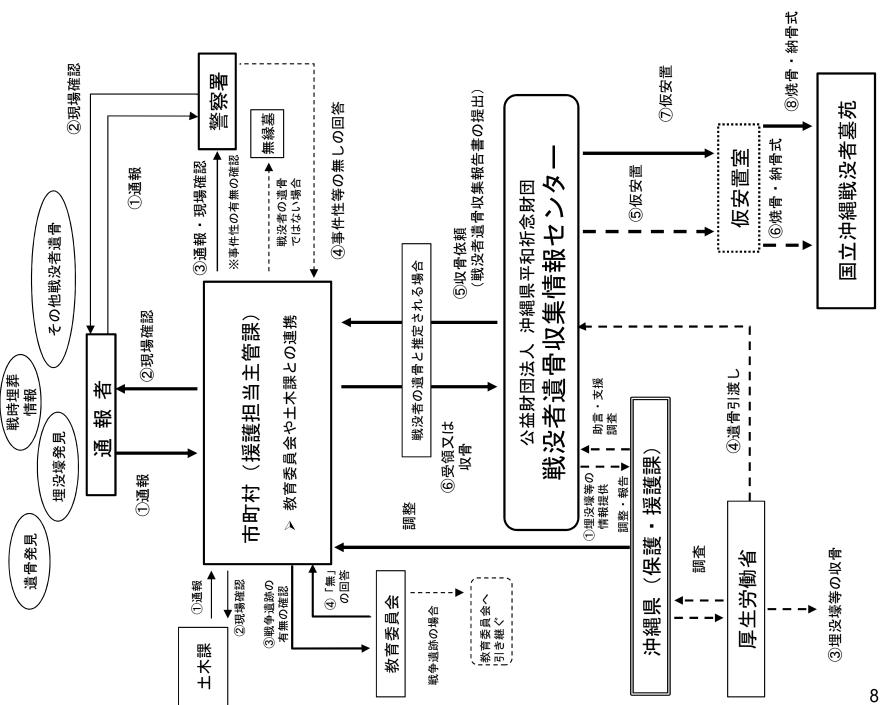


令和元年度糸満市東里の山城壕で の遺骨収集の様子 (埋没した構築壕の位置を特定中)

令和3年度の取組状況

- ・ 令和3年度は、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが、米国公文書館から得た沖縄南部の遺骨情報38ヶ所(糸満市、八重瀬町)のうち、未調査の16ヶ所の調査を行ったが、遺骨は見つからなかった。
- ・ 沖縄においては、発見された遺骨が沖縄戦における戦没者の遺骨でなく古墓(※)由来の遺骨の可能性があるという特殊性を踏まえ、遺骨収集手順書(別冊沖縄編)を作成した。 ※沖縄に古来からある自然壕等を利用した墓のこと。

4 4 発見フ 戦没者遺骨収集



ーに通報があった場合も、市町村援護担当主・教育委員会等への対応を行います。 警察署 通報者から直接センタ 管課と同様に、警察署 \times

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 ^(令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連	 ・戦没者概数 18,750柱 ・根容遺骨概数 34,250柱 	・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報(57か所)を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・令和3年度は、年度当初に3地域に3いて埋葬地調査を、3地域において遺骨収入の影響により、調査が実施できなかった。 ・また、令和元年9月に過去に回シアにおいて収容した遺骨のDNA鑑定人会議」において切びまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会を公表。ロシアにおいての「戦没者遺骨のDNA鑑定人会ア政策をしてり、復数回実務的協議を実施してり、これまでに日本側からは、①同年9月に公表した9事例に関するDNA鑑定等後の対応について協議を行っている。	・指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱 や今後の遺骨収集の実施等に関し、 各地方政府等との調整も含めて、引き続き、相手国政府等との協議を との協議を ・国内外の新型コロナウイルスの感 染状況等を踏まえ、派遣が可能と がある。 ・国内外の新型コロナウイルスの ・国内外の新型コロナウイルスの ・国内外の新型コロナウイルスの ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内外の ・国内 ・国内 ・国内 ・国内 ・国内 ・国内 ・国内 ・国内 ・国内 ・国内

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 ^(令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
モンゴル	(モンゴル抑留中死亡者) ・戦没者概数 1,700人 ・収容遺骨概数 1,500柱 ・未収容遺骨概数 200柱 ※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部(ノモンハンを含む)における遺骨収容として整理している。	・一部の埋葬地を除き概了。	・今後は、確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、埋葬地 調査の実施を検討する。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域 】				
ウズベキスタン(旧ソ連地域)	・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 (旧ソ連地域の統計・実績に 含む)	・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。 ・令和元年12月、ウズベキスタン大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。	・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。	

各地域の取組状況 ③

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 ^(令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	・戦没者数 188,136人・収容遺骨数 187,537柱・未収容遺骨数 599柱	・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 ・令和3年度は、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが、米国公文書館から得た沖縄南部の遺骨情報38ヶ所(糸満市、八重瀬町)のうち、未調査の16ヶ所の調査を行ったが、遺骨は見つからなかった。	・引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を実施。
硫黄島	・戦没者概数 21,900人・収容遺骨概数 10,540柱・未収容遺骨概数 11,360柱	・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・令和3年度は24柱を収容。 第1回遺骨収集団 中止第2回遺骨収集団(10月)10柱第3回遺骨収集団(11月)14柱第4回遺骨収集団 中止※第1回、第4回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。	令和4年度は左記の「基本的方針」に基づき令和4年4月28日に決定された「実施計画」を踏まえ、①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容。②平成23~30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査。③滑走路地区における面的なボーリング調査による地下20m程度までの地下壕の探査。④滑走路地区周辺の地下壕の閉塞地点の先の地下壕の有無の調査。⑤改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地(半面)における地下壕の調査などを継続して行う。 11

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 ^(令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
ミヤンマー	 戦没者概数 137,000人 収容遺骨概数 45,540柱 	・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止し、それ以後も同影響及びミャンマーの国内情勢により、派遣を実施できない状況。 ・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。・平成29年度のブラバロオ村での現地調査及び遺骨収集において、現地及び日本側の遺骨鑑定人や、派遣団長の対応が不十分であり、獣骨として現地に埋め戻した骨に人骨が含まれていたことが、平成30年度の現地調査において判明(再度人骨と獣骨を選別し人骨は日本に送還済み)。当時の派遣団員の意見も聴取し、再発防止策を手順書に明記。	・新型コロナウイルスの感染状況 及びミャンマー国内情勢の今後の 状況を踏まえ、可能な範囲で早期 の事業の再開に向けて、新たな遺 骨収容・鑑定プロセスの説明など を行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を 行い、日本人でないと判定された 場合は、ミャンマー政府に鑑定結 果を説明し、取扱いについて協議 を行っていく。
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	 (グアム島) ・戦没者概数 ・収容遺骨概数 ・未収容遺骨概数 ・サイパン島) ・戦没者概数 ・収容遺骨概数 ・収容遺骨概数 ・未収容遺骨概数 ・未収容遺骨概数 ・未収容遺骨概数 ・井収容遺骨概数 ・サン島) ・戦没者概数 ・戦没者概数 ・地容遺骨概数 ・地容遺骨概数 ・地容遺骨概数 ・未収容遺骨概数 ・未収容遺骨概数 ・未収容遺骨概数 ・未収容遺骨概数 ・未収容遺骨概数 	・グアム歴史保存局から受領見込の遺骨 (3柱)あり。サイパン歴史保存局で保 管中の収容遺骨(53柱)あり。テニアンで 収容し保管中の遺骨(86柱)あり。 ・令和3年8月に、サイパン歴史保存局 とオンラインによる会議を開催し、日本 側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今 後の派遣予定等の説明を行い、了承を得 た。 ・令和4年1月、2月にサイパン、テニ アンで現地調査・遺骨収集派遣を実施し 遺骨の検体(195柱相当)を送還した。 また4月から5月にかけてテニアンで現 地調査を実施。	・国内外の新型コロナウイルスの 感染状況に配慮しつつ、令和4年 7月に現地調査を実施予定。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 ^(令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱	・タラワ環礁で米国側NGO団体が収集した 戦没者遺骨(アジア系)が、現在米国国防 総省捕虜・行方不明者調査局(以下、 「DPAA」と記載)管理下にある。	・現地調査による遺骨情報の収 集に取り組み、遺骨収集を実施 する。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	 ・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,210柱 ・未収容遺骨概数 6,990柱 	・覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則したものに改訂協議中(検体送還の規定も追加) ・これまで本地域においては、ペリリュー島を中心に遺骨収集を実施してきたが、今後はアンガウル島(集団埋葬地情報)も取り組むこととしている。 ・ペリリュー島の埋没戦車遺骨情報をはじめ、複数の遺骨情報あり。 ・令和4年2~3月及び5月に現地調査を実施。遺骨情報に基づく現地調査及び今後の円滑な遺骨収集事業再開のため、政府及び州政府関係者との協議を行い、覚書が締結された。	・埋没戦車等に係る対応について、更なる詳細情報の収集が必要。 ・国内外の新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、令和4年7月に現地調査を実施予定。
トラック諸島	 (トラック諸島) ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレアイ(メレヨン)環礁) ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱 	・水曜島(チューク州トル島)で1か所の 埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて 地権者と現地調査について調整中。 ・トラック環礁内の沈没艦船で戦没者と思 われる遺骨発見の情報あり。 ・新型コロナウイルスの感染確認国からの 渡航者は一部の例外を除き、令和4年8月 1日まで入国禁止。	・水曜島については地権者との 合意が必要 ・沈没艦船については収集を実施予定。 ・国内外の新型コロナウイルス の感染状況を踏まえ、現地派遣 が開始できるよう、外務省や在 外公館を通じて相手国関係機関 と調整する。 13

各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和4年3月末日末時点)	現状・課題	今後の予定
東部ニューギニア	・戦没者概数 127,600人・収容遺骨概数 51,420人・未収容遺骨概数 76,180柱	・パプアニューギニア国立博物館で保管中の収容遺骨あり。 ・令和4年3月にパプアニューギニア国立 博物館とオンラインによる会議を開催し、 日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや 今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得 た。	・国内外の新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、令和4年7月に現地調査を実施予定。
ビスマーク・ソロモン 諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	・戦没者概数 118,700人・収容遺骨概数 60,950柱・未収容遺骨概数 57,750柱	・令和元年度はソロモン諸島のガダルカナル島中央の山岳地帯で実施。 ・ガダルカナル島で現地保管中の遺骨(約280柱)あり。検体の持ち帰りに際し、収容地点によっては連合国側戦没者の可能性があるため、日米共同鑑定が必要。	・国内外における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。 ・日米共同鑑定の実施について、DPAAとの調整が必要。
インド	 戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨概数 19,960柱 ・未収容遺骨概数 10,040柱 	・令和3年8月にインド外務省とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 ・新型コロナウイルスの収束後、早期に現地調査・遺骨収集事業を再開するべく、令和3年12月に、在印大が現地の事前確認等を実施。 ・令和4年4月に、ナガランド州で保管中の日本人戦没者と思われる遺骨の形質鑑定及びインド側と今後の現地調査・遺骨収集を実施する上で必要な調整のための派遣を実施。	・国内外の新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、令和4年上半期に現地調査を実施予定。
			14

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
北ボルネオ	・戦没者概数 12,000人・収容遺骨概数 6,910柱・未収容遺骨概数 5,090柱	・海外資料調査により取得した情報(9件)を保有。(確度が高くない) ・これまでに昭和31年度から昭和58年度 まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。	・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報を精査した上で、現地調査を実施。
樺太・千島	 ・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 ※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。 	 ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。(検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。) ・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されているが、新型コロナウイルスにより派遣を実施できない状況。 	・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・国内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 ^(令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	・戦没者概数 21,000人・収容遺骨概数 20,200柱・未収容遺骨概数 800柱	・保有情報なし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。	・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボジ ア・ラオス	・戦没者概数 12,400人・収容遺骨概数 6,900柱・未収容遺骨概数 5,500柱	・保有情報なし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。	・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
韓国・台湾	 (韓国) ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 (台湾) ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 ※戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。 	・保有情報なし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回 実施し、433柱を収容。 ②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。	・在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。

各地域の取組状況 9

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域 】

地域	統計・実績 ^(令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア(西イリアン(西部ニューギニア等)を含む)	 ・戦没者概数 44,460柱 ・根容遺骨概数 39,940柱 	・インドネシア(パプア州・西パプア州)における戦没者の遺骨和元年6月ジャカルタにおいて駐インドネシア大使とインドネシア教育文科省文化総局3年間)。現在、協定の強長にして協議中。・令和元年度を予定してが、より派遣を行うことを予定してが、より派遣を中止し、それ以後も同理はある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・協定の延長を行った上で、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、早期の事業の再開に向けて、新たな遺骨収容・鑑定プロセスの説明などを行っていく。

各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 ^(令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	 ・戦没者概数 ・収容遺骨概数 ・未収容遺骨概数 369,470柱 	く協力覚書締結後の遺骨収集事業> ・フィリピンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進府との間で協議を再開いた。 平成30年5月に厚生労働省とフィニの間では強政の間で遺骨を再開した。 ※平成30年度:現地調査2回(ルソン島) ・令和元年度:現地調査1回(ルソン島) ・協力業であるに関連をである。 ・の一方にはいるでは、「NM」とは、「NM」とのでは、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NM」との事業では、「NMにより、「NMに保管では、「NMに保管では、「NMに保管では、「NMに保管では、「NMに保管では、「NMに保管では、「NMに保管では、「NMに保管では、「NMに保管では、「NMに保管では、NMに保管では、「NMに保管では、NMに保管では、「NMに保管では、NMにより、NMにより、NMに保管では、NMに保管では、NMにより、	イルスの感染状況に配慮しつつ、 令和4年6月の「計画会議」の 結果を踏まえて調整を行う。 〈日本送還済みの遺骨への対応 〉 ・DNA鑑定等により所属集団を 判定のうえ、その結果を踏まえ てフィリピン側と遺骨の取扱い について協議を実施する。 〈NM保管遺骨への対応〉

地域	統計・実績 ^(令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)	 (中国本土) ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 27,230柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 (中国東北部) ※ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱 	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(12件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、遺骨収容は実施できていない。 (ノモンハン〈モンゴル側〉) ・平成16年度から平成28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱の遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 (ノモンハン〈モンゴル側〉) ・国内外における新型コロナウイルスが収束後、ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について現地調査を行う予定。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ウォッゼ島	・戦没者概数 19,200人・収容遺骨概数 3,000柱・未収容遺骨概数 16,200柱	・本地域においては、ウォッゼ島の遺骨情報を中心に遺骨収集を実施することとしている。 ・クエゼリン島の集団埋葬地における現地調査のためには、DPAAに情報提供を求め、詳細地点を絞り込む必要がある。また、同島(米軍基地)の立入調査には米軍側の許可が必要。	・国内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
バングラデシュ	保有している統計なし	・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報(2か所)を保有。 ・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせている。	・国内外の新型コロナウイルスの感染状況のほか、外務省等関係行政機関と連携し、現地の治安情勢を踏まえ派遣を調整する。

地域	統計・実績 ^(令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島(アッツ島)	・戦没者概数 2,600人・収容遺骨数 320柱・未収容遺骨概数 2,280柱	・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。(現在は無人島)米国側から、現地調査・遺骨収集の実施までに、①現状把握、②環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要と言われている。 ・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など)への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。 ・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側(アラスカ陸軍工兵隊)と支払に関する合意書の取り交わしについて具体的な調整を行っている。	・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。
北朝鮮	 ・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱 	・平成26年5月、日朝政府間協議において、 北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施 することに合意(いわゆるストックホルム合意)。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我 が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の 調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解 体すると発表。	・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

地域		・実績 3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。	収容遺骨数	17柱	・これまで、日本の在外公館から寄せられた 遺骨情報(今次大戦における交戦国の兵士が 戦中・戦後に持ち帰った遺骨)に係る調査及 び遺骨受領派遣を行っている。 ・令和3年11月から12月にかけて、米国に職 員を派遣し、在外公館が保管している日本人 戦没者と思われる遺骨について、関係者から 取得の経緯等の聴き取りとともに形質鑑定を 実施した。 ・その結果、日本人戦没者である蓋然性が高 いと判定した遺骨の検体(2柱相当)を本邦 に送還した。	・外務省等関係行政機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国・豪州等に調査団を送り事実確認を行う。

令和4年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令 和 4 年 3 月 厚 生 労 働 省

「戦没者遺骨収集推進戦略」に基づき、令和4年度における戦没者の遺骨収集 事業の実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

〇 ミャンマー4班、マリアナ諸島8班、パラオ諸島4班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア7班、ビスマーク・ソロモン諸島6班、インド2班、フィリピン14班、インドネシア4班、その他地域8班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細 派遣日程		程	
	マンダレー地域、カチン州、 ザガイン地域、チン州、シ ャン州	10 月上旬	~	10 月中旬
ミャンマー	シャン州、マンダレー地域、 マグウェイ地域、ラカイン 州、バゴー地域西部	11 月上旬	~	11 月下旬
	チン州、モン州、バゴー地 域東部	12 月上旬	~	12 月下旬
	カヤー州、カレン州北部、 カチン州、ザカイン地域東 部、マグウェイ地域北部	1月上旬	~	1月下旬
	テニアン島	4月下旬	~	5月中旬
	グアム島	6月下旬	~	7月中旬
マリアナ諸島	パガン島	7月中旬	~	7月下旬
・ファノ部の	サイパン島、テニアン島	8月中旬	~	8月下旬
	テニアン島	9月中旬	~	10 月上旬
	グアム島	10 月下旬	~	11 月上旬

	サイパン島、テニアン島	2月上旬	~	2月中旬
	テニアン島	2月下旬	~	3月中旬
	アンガウル島、ペリリュー 島、コロール州	5月下旬	~	6月上旬
パラオ諸島	アンガウル島、ペリリュー 島、ガスパン州	7月中旬	~	8月上旬
ハフカ船島	アンガウル島、ペリリュー 島、ガスパン州	9月中旬	~	9月下旬
	アンガウル島、ペリリュー 島	2月下旬	~	3月上旬
マーシャル諸島	エニウェトク環礁	11 月中旬	~	11 月下旬
	東セピック州、サンダウン 州	5月下旬	~	6月中旬
	マダン州	6月下旬	~	7月中旬
	モロベ州	7月中旬	~	8月上旬
東部ニューギニア	モロベ州、オロ州	8月下旬	~	9月中旬
	オロ州	9月下旬	~	10 月中旬
	ミルンベイ州	10 月下旬	~	11 月中旬
	セントラル州	11 月下旬	~	12 月中旬
	ガダルカナル島	5月下旬	~	6月上旬
	ブーゲンビル島	7月上旬	~	7月下旬
<u>نا</u> م	ガダルカナル島、ツラギ島 等	8月下旬	~	9月上旬
ビスマーク・	ニューブリテン島等	10 月下旬	~	11 月上旬
ソロモン諸島 	ショートランド諸島、 チョイセル島等	11 月下旬	~	12 月上旬
	ブーゲンビル島シワイ、ニ ューブリテン島等	1月下旬	~	2月上旬
インド	マニプール州、ナガランド	9月上旬	~	9月中旬
	州等	11 月中旬	~	11 月下旬
	ルソン島リサール州、タル	8月上旬	~	8月中旬
フィリピン	ラック州、バターン州、ヌ	8月上旬	~	8月中旬
ノイソレン 	エバエシハ州、パンガシナ	9月上旬	~	9月中旬
	ン州、ヌエバビスカヤ州、	9月上旬	~	9月中旬

	ベンゲット州、ラウニオン	10 月上旬	~	10 月中旬
	州、パンパンガ州、サンパ	10 月上旬	~	10 月中旬
	レス州、イサベラ州、カガ	11 月上旬	~	11 月中旬
	ヤン州、ケソン州、ラグナ	12 月上旬	~	12 月中旬
	州、バタンガス州	12 月上旬	~	12 月中旬
		1月中旬	~	1月下旬
		1月中旬	~	1月下旬
		2月上旬	~	2月中旬
		2月上旬	~	2月中旬
		3月中旬	~	3月下旬
	パプア州・スピオリ島	5月中旬	~	5月下旬
 インドネシア	パプア州・ジャヤプラ市	11 月上旬	~	11 月中旬
インドネン)	西パプア州・マノクワリ等	1月中旬	~	1月下旬
	パプア州・ビアク島	3月上旬	~	3月中旬
	バヌアツ、オーストラリア、			
その他	北ボルネオ、モンゴル、樺	5日下旬	~	3月下旬
	太・千島、ミクロネシア連			
	邦、ギルバート諸島			

^{※ 1}派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

〇 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、インド1班、フィリピン2班、インドネシア2班、その他地域6班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程		
ミャンマー	マンダレー地域、ザガイン地域、チン州、シャン州等	2月中旬 ~ 2月下旬		
マリアナ諸島	サイパン島、テニアン島等	11 月頃		
パラオ諸島	アンガウル島、ペリリュー 島	11 月下旬 ~ 12 月中旬		
トラック諸島	沈没艦船	9月頃 ~ 10月頃		
マーシャル諸島	ウォッゼ環礁	9月頃		
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セ ピック州、サンダウン州、 オロ州、ミルンベイ州	2月下旬 ~ 3月中旬		
ビスマーク・	ガダルカナル島	7月下旬 ~ 8月中旬		
ソロモン諸島	ブーゲンビル島	3月上旬 ~ 3月中旬		
インド	マニプール州、ナガランド 州等	3月頃		
フィリピン	ルソン島	11 月頃		
J19CJ	ルノン島	3月頃		
 インドネシア	│ │パプア州・スピオリ島	7月中旬 ~ 7月下旬		
		9月中旬 ~ 9月下旬		
その他	バヌアツ、モンゴル、樺太・ 千島、バングラデシュ、ギ ルバート諸島	8月頃 ~ 3月頃		

^{※ 1}派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 〇 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- O 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り 迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

〇 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細		派遣日和	呈
	ハバロフスク地方	5月下旬	~	6月上旬
ロシア	イルクーツク州	6月下旬	~	7月上旬
	沿海地方	9月中旬	~	9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、	6月中旬	~	6月下旬
カップスダン	カラガンダ州	0万中町	.~	ОЯГЫ

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

〇 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、 遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程		锃
ロシア	ハバロフスク地方	7月下旬	~	8月上旬
		7月下旬	~	8月上旬
		8月下旬	~	9月上旬
	イルクーツク州	8月下旬	~	9月上旬
カザフスタン	東カザフスタン州、	8月中旬	~	8月下旬
カリノスタン	カラガンダ州	0 万 甲 則		олгы

- ※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。
- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地については、外務 省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り 迅速に進める。なお、国際情勢の影響等を踏まえ、中止又は延期する可能性 がある。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 〇 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成 29 年度までに 資料を取得しているが、米国海軍設営隊資料館の保有する資料については、 令和2年4月に機密指定が解除されたことを踏まえ、外務省と協力し、資料 の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び 同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供 されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と 協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 〇 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を 得て現地調査員の適任者の確保に努める。

具体的には、ミャンマー、パラオ諸島、トラック諸島、東部ニューギニア、 ビスマーク・ソロモン諸島、インド、フィリピン、インドネシア、マーシャ ル諸島、マリアナ諸島等において、適任者の選定及び調整を行う。

O なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係 省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力 して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

○ 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、 課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。

具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年 12 月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった 13 の埋葬地のうち、2 埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。

中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と 連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

○ 沈没した艦船の遺骨については、令和2年夏にとりまとめた「沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方(令和2年8月厚生労働省社会・援護局)」に基づき、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和4年度はトラック諸島での実施を計画している。

6. 戦没者遺骨の鑑定

〇 戦没者遺骨の鑑定については、既に DNA 鑑定を委託している鑑定機関(大学)の他に、厚生労働省自らが DNA 鑑定を行えるよう、令和2年7月に厚生労働省内に立ち上げた戦没者遺骨鑑定センターに分析施設を設置し、令和4年度中の稼働を予定している。令和2年5月にとりまとめた戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針に基づき、引き続き鑑定体制の充実に努めていく。

7. その他

〇 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や国際情勢の影響等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。

戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

1. 目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正 実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター 運営会議」(以下「会議」という。)を開催し、同センターの年度計画の審議 を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用 等について議論を行う。

2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする(法医学、人類学等の専門的知識を有する者)。

3. 運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

_{あさむら} 浅村	^{ひでき} 英樹 〇	信州大学医学部法医学教室教授
にのだ 篠田	### :	国立科学博物館館長
*************************************	^{けいじ} 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと	^{まさつぐ} 正次	東京歯科大学副学長

注 〇は座長

所属集団判定会議の開催について

1. 目的

戦没者遺骨について、DNA鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」(以下「会議」という。)を開催する。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする(法医学、人類学等の専門的知識 を有する者)。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

3. 運営

会議は、DNA情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

^{あだち のぼる} 安達 登 ※	山梨大学医学部法医学講座教授
またがわ み さ 北川 美佐 ※	大阪医科薬科大学医学教室技術員主幹
^{さかうえ かずひろ} 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
^{さか ひでき} 坂 英樹	明海大学歯学部教授
Lのだ けんいち 篠田 謙一 O※	国立科学博物館館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生活科学科教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長
やまだ よしひろ 山田 良広 ※	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座 法歯学教授

注 〇は座長

※は DNA 鑑定分科会構成員

身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」 (以下「会議」という。)を開催する。

2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする(法医学等の専門的知識を有する者)。

3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あおき やすひろ 青木 康博	名古屋市立大学大学院 医学研究科法医学分野教授
************************************	信州大学医学部法医学教室教授
_{あさり まさる} 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
うめつ かずお 梅津 和夫	山形大学医学部医学科法医学教室客員准教授
またがわ み さ 北川 美佐	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
中村安孝	東京歯科大学法歯学・法人類学講座講師
はしゃだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	東京慈恵会医科大学法医学講座定年嘱託教員
*************************************	福岡大学医学部法医学教室講師
みなぐち きよし 水口 清	東海大学医学部客員教授
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座 法医歯科学教授
ましい とみぉ 吉井 富夫	元警視庁科学捜査研究所理事官

注 〇は座長

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会の開催について

1. 目的

戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体分析を活用する具体的方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討するために、大臣官房審議官(社会、援護、人道調査、福祉連携担当)のもとで「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする(同位体分析等の専門的知識 を有する者)。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は大臣官房審議官(社会、援護、人道調査、福祉連携担当)が指名する。

3. 運営

- (1) 検討会は、原則としてWeb会議形式で開催する。
- (2) 検討会は、公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。

なお、検討会終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

(3) 検討会の庶務は、社会・援護局事業課において行う。

4. その他

このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が大臣官房審議官(社会、援護、人道調査、福祉連携担当)と協議の上、定める。

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会構成員

(五十音順、敬称略)

いしだ 石田	^{はじめ}		琉球大学大学院医学研究科人体解剖学講座教授
がくはり	たかし 隆史		金沢大学国際文化資源学研究センター助教
そめだ染田	^{ひでとし} 英利		社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室事業専門官 (併)防衛医科大学校防衛医学研究センター付 (兼)琉球大学非常勤講師
たやす	^{いちろう} 一郎		総合地球環境学研究所研究基盤国際センター教授
ょねだ 米田	_{みのる} 穣	0	東京大学総合研究博物館放射性炭素年代測定室教授

注 〇は座長

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

令和4年度援護関係予算の主要事項

【3年度予算】

【4年度予算】

援護関係予算総額 20,396百万円 → 19,378百万円

1 援護年金

5. 070百万円 → 4, 320百万円

(受給人員 3,009人 → 2,509人)

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給 1,083百万円 → 823百万円

支給事務経費の減

〈支給対象件数〉

・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 約85万人

遺骨収集事業等の推進

2,764百万円 → 3,279百万円

(1)遺骨収集事業

ア 硫黄島における遺骨収集事業

イ 海外等における遺骨収集事業

ウ 法人運営経費

2, 151百万円 → 2, 573百万円

1. 394百万円 → 1. 499百万円

5 9 8 百万円(※)→ 9 1 5 百万円

159百万円 → 159百万円

(2) 海外公文書館の資料収集

1 7 百万円 →

17百万円

(3)遺骨の鑑定

560百万円 →

6 5 3 百万円

ア 分析施設(ラボ)設立・鑑定実施

140百万円 →

167百万円

イ 手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のための DNA 鑑定

40百万円 → 129百万円

ウ 鑑定技術の研究・実用化検討、大学等機関の鑑定実施等

380百万円 → 358百万円

(4) 遺骨・遺留品の伝達

35百万円 → 35百万円

(※) 令和3年度は、令和2年度に実施を見合わせた事業に係る予算を加え、必要額を確保。

4 戦没者慰霊事業等

- (1)全国戦没者追悼式挙行経費
- (2) 慰霊巡拝等
- ア 慰霊巡拝
- イ 政府建立慰霊碑の補修等
- ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理 (ア) 海外民間建立慰霊碑 (イ) 国内民間建立慰霊碑
- 工 慰霊友好親善事業

<u>627百万円 → 627百万円</u>

- 195百万円 → 197百万円
- 431百万円 → 430百万円
 - 99百万円 → 99百万円
 - 53百万円 → 53百万円
 - 20百万円 → 19百万円
 - 10百万円 → 10百万円
 - 10百万円 → 9百万円
- 259百万円 → 259百万円

5 昭和館・しょうけい館事業

- (1) 昭和館
- (2) しょうけい館
 - (うち、都市再開発に伴う移転経費

678百万円 → 656百万円

- 459百万円 → 461百万円
- 2 1 9 百万円 → 1 9 6 百万円
 - 42百万円 → 23百万円)

6 中国残留邦人等の援護等

- ア 支援給付の実施等
- イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備
- (2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係 118百万円 → 107百万円
- (3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備

9,848百万円 → 9,321百万円

- (1) 中国残留邦人等に対する支援等 9,690百万円 → 9,174百万円
 - 9,651百万円 → 9,132百万円
 - 3 9 百万円 → 4 1 百万円

 - 40百万円 → 40百万円

(参考) 令和3年度補正予算

※下記の経費について、前倒しして令和3年度補正予算に計上。

計 621百万円

- ・昭和館収蔵品のデジタルアーカイブ整備等事業 36百万円

- 481百万円
- しょうけい館の機能強化事業戦没者遺骨の仮安置室設置事業
- 27百万円
- ・画像情報検索システム機能強化事業
- 76百万円(デジタル庁計上分)
- ※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。
- ※ 令和4年度予算は、デジタル庁計上分を含む。